

# 島田市川根温泉指定管理者業務仕様書

島田市川根温泉（以下「川根温泉」という。）の指定管理者が行う管理運営業務の内容、範囲及び基準は、島田市川根温泉条例（平成20年島田市条例第17号）によるほか、この仕様書による。

## 1 趣旨

本仕様書は、川根温泉の指定管理者が行う業務の内容、範囲及び基準について定めることを目的とする。

## 2 施設の設置目的及び管理運営方針

川根地域は、豊かな自然に恵まれ、春の桜花見客、夏の大井川での川遊び、年間を通しての野守の池でのヘラブナ釣り、大井川鐵道SL乗降客など、四季を通じ観光客が訪れている。

川根温泉は、市民の健康を増進し、ふれあいと交流を通じた地域振興を図るため設置された施設である。

このため、川根温泉の管理運営に当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこととする。

- (1) 利用者に親しまれ、利用しやすい施設運営であること。
- (2) 利用者の安全管理・衛生管理を第一優先とし、事故や怪我等が発生しないように努めること。
- (3) 魅力ある自主事業を実施し、利用者サービスの向上に努めること。
- (4) 地域資源を活用し、地域の活性化を図ること。
- (5) 施設管理運営について経費の縮減に努め、コスト削減を行うこと。
- (6) 要望・苦情等に対する早急な対応や改善を図り、親しまれる施設とすること。
- (7) 個人情報保護を徹底すること。
- (8) 効率的な管理運営を行うこと。
- (9) 管理運営費の削減に努めること。
- (10) 環境に配慮した施設の管理運営に努めること。

## 3 施設の概要

- (1) 名称 島田市川根温泉
- (2) 所在地 島田市川根町笹間渡220番地
- (3) 施設

施設名	面積等	構造	建設年度
①ふれあい棟	2087.81㎡	木造・鉄骨	平成10年
②コテージ棟 (管理棟1棟、宿泊棟10棟)	707.63㎡	木造・鉄骨	平成9年
③農業体験棟	137.34㎡	木造	平成11年
④展示販売棟	92.66㎡	鉄骨	平成11年
⑤パターゴルフ場	975.00㎡	芝等	平成11年
⑥屋外トイレ	37.69㎡	木造	平成10年
⑦駐車施設	84台	舗装等	平成10年

⑧スタンド式給湯機 (コイン給湯所)	1基		平成10年
⑨源泉井戸	1基	ガスセパレーター含む	平成7年
⑩貯湯タンク	4基	FRP等	平成26年
⑪メタンガス発電熱回収に伴う交換器	1式		平成28年
⑫その他付帯施設	1式		平成7年～

#### 4 管理の基準

##### (1) 開館時間

午前9時から午後9時まで（島田市川根温泉条例（平成20年島田市条例第17号。以下「条例」という。）第10条関係）

##### (2) 休館日

毎週火曜日及び市長が承認した日（条例第12条関係）

##### (3) 利用料

###### ① 利用料金制の採用

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用し、利用料は指定管理者の収入とする。

###### ② 利用料の設定

利用料については、「島田市川根温泉条例」に規定する範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めること。

###### ③ 利用料の免除

指定管理者は、市長が特に必要と認める場合は、利用料を減額または免除できるものとする。ただし、入湯税は除く。

##### (4) 指定期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで（3年間）

##### (5) 法令等の遵守

指定管理者は、管理運営に当たっては、次に掲げる法令、条例、規則等を遵守すること。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ③ 島田市川根温泉条例（平成20年島田市条例第17号）
- ④ 島田市川根温泉施行規則（平成20年島田市規則第9号）
- ⑤ 島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）
- ⑥ 島田市情報公開条例施行規則（平成17年規則第15号）
- ⑦ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

- ⑧ 島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）
- ⑨ 島田市税条例施行規則（平成17年島田市規則第37号）
- ⑩ 温泉法（昭和23年法律第125号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、水道法（昭和32年法律第177号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、静岡県公衆浴場法施行条例（昭和49年静岡県条例第45号）
- ⑪ 鉱山保安法及び川根温泉鉱山保安規程
- ⑫ その他川根温泉の管理業務に適用される法令等

## 5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる事項について、善良なる管理者の注意をもって行うこと。

### (1) 川根温泉の管理運営に関する業務

#### ア 施設利用の承認

川根温泉の利用の承認に関すること。

#### イ 利用料の設定、収受

川根温泉の利用料の設定及び収受に関すること。

#### ウ 管理運営の経理に関すること

川根温泉の管理運営は指定管理者の独立採算制とし、経理を行うこと。

#### エ インボイス制度への対応

消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）への対応については、市と調整の上、適切に実施すること。

なお、インボイス制度の詳細については、国税庁のホームページ等を確認すること。

(ア) 現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載した適格請求書（以下「インボイス」という。）を買手である事業者に交付すること。

(イ) 交付したインボイスの写しを約7年間保存すること。

#### オ 納付金に関すること

毎年度（毎年4月1日から翌年の3月31日まで）の年間営業利益の2割以上（営業利益の額は毎年3月31日現在の未収金及び未払金を含めた決算見込みから算出し、1,000円未満を切り捨てる。ただし、営業利益が100,000円以下又は営業損失が発生した場合は、納付金を免除する。）を市の指示により納付するものとし、割合については提案を求める。

#### カ メタンガス発電による灯油購入料金削減相当額の納付金に関すること

平成29年4月より稼動したメタンガス発電熱回収による貯湯ボイラー熱交換設備を適正に管理するとともに、軽減された灯油購入料金削減相当額を、市と協議の上定め納付する。

#### キ 川根温泉鉱山保安業務に関すること

鉱山保安法及び川根温泉鉱山保安規定に基づき、人に対する危害の防止及び施設の保全に努めること。

#### ク 会計、統計、帳簿等の作成

(ア) 利用人数、料理飲食・売店販売の売上状況等の日報を作成し、月ごと集計した月報（以下、「業務報告書」という。）を毎月終了後10日以内に市へ報告すること。様式については、市と協議の上、作成すること。

- (イ) 消費税及び地方消費税の徴収・納付に関する業務を行うこと。
- (ウ) 入湯税の徴収・納付に関する業務を行うこと。
- (エ) 会計処理業務を行うこと。

#### ケ 渉外に関すること

- (ア) 市からの指示、伝達、連絡事項等の折衝事務を速やかに遂行すること。
- (イ) 業務に必要な許認可、届出等の法的手続等を行い、また関係官公庁との連絡調整に十分留意すること。
- (ウ) 外部業者による工事、保守、点検等に際しては事前に十分に連絡をとること。
- (エ) 施設案内用のパンフレットを作成すること。

#### コ 従業員の管理等

- (ア) 業務を統括する統括責任者を定めること。
- (イ) 火気責任者と防火組織体制、勤務実態状況等について、その都度速やかに報告すること。
- (ウ) 従業員の教育訓練に努め、サービス内容の向上を図るとともに、従業員が利用者から信頼されるよう各業務の指揮監督に努め、業務の円滑な推進にあたること。
- (エ) 運営改善を図るため、関係者を含めた会議を計画的に行うこと。
- (オ) 従業員の心身の健康管理に努めること。
- (カ) 各従業員の従事する業務に適した制服を着用させること。
- (キ) 従業員が業務上の行為により、施設、設備、器具等を損傷したとき、又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者はその責を負うものとする。
- (ク) 従業員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

#### サ 非常時の対応

- (ア) 災害等の非常事態に対応する体制を整え、非常事態の発生に際しては、統括責任者の指示に従い迅速に対応できるよう備えること。
- (イ) 緊急時の対策、防犯・防災対策について危機管理マニュアルを作成し、従業員の指導を行うこと。

#### シ 送迎業務

利用者の求めに応じて、可能な範囲内で車両での送迎に対応すること。

#### ス 自主事業に関する業務

施設の設定目的を達成するために、施設利用者へのサービス及び利用率の向上のため、指定管理の申込時に提出する事業計画書以外にも自主事業を提案し実施すること。なお、参加定員は、施設の規模や備品数、指導者数、安全管理面などを考慮して無理のない設定とするとともに、利用しやすい料金を心掛けること。

#### セ 物販等事業

指定管理者は、施設内において、利用者の利便性を高めるために飲食・物販等事業（自動販売機、売店など）を行うこと。料金等は、市と指定管理者が協議の上、決定すること。なお、一部のコーナー（1㎡程度）に市が斡旋する物販コーナーを設けること。

また、事業実施に当たって、改装等工事を行った場合には、指定管理終了時に原則として原状に復すること。

(2) 川根温泉施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 保守管理業務

施設の清掃、保守点検、水質検査、施設及び設備の修繕等その他維持管理に必要な業務並びに各種維持管理に必要な支払業務は、指定管理者が行うこと。

イ 経理業務

光熱水費、通信運搬費等施設に係る経費を支払うこと。

ウ 維持補修業務

(ア) 小規模な修繕等

定期巡回等により発見した異常箇所等について、必要な修繕や部品交換等を行う。

修繕費について、1件の修繕金額が50万円未満の場合は指定管理者が支払う。また、50万円以上の修繕であっても、指定管理者の責に起因する破損等及び緊急を要するものであって、甲乙協議の上、指定管理者に行わせることとしたものは、指定管理者が支払うこと。

(イ) 年次計画の策定

定期巡回の点検結果及び利用者からの要望、意見等に基づき、施設の維持補修等の工事に係る年次計画を市と協議し策定する。

エ 消耗品の購入

施設の維持管理に支障を来さないように、必要な消耗品を購入すること。

オ 警備業務

施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生の防止に努め、異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じる。

(3) その他川根温泉の管理に関して市長が必要と認める業務

ア 報告書等の作成及び提出

(ア) 年度事業計画書

指定管理者は、毎年度開始前までに、当該年度の事業計画書を市長に提出すること。

(イ) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後50日以内に、当該年度の事業報告書を市長に提出すること。

(ウ) 管理業務報告書

指定管理者は、管理業務及び経理の状況を記載した「管理業務報告書」を毎月終了後10日以内に市長に提出すること。

(エ) その他

a 利用状況及び管理運営状況を記載した日報を作成し、市から求めがあった場合は提出すること。

b 指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、島田市が定める実行計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めていただくとともに、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づいて行う年間エネルギーの使用量の報告など、必要な事務を行うこと。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄にあたっては資源活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めること。

- c 事件・事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。また、苦情や要望等があった場合は、対応策も含めて適時報告すること。
- d 施設の管理の適正性を確認するため、また市の行政上必要な資料・報告書の提出を求められた場合は、正当な理由がある場合を除き応じること。

#### イ 広報に関する業務

- (ア) ホームページを立ち上げ、ホームページや広告・雑誌などを用いて施設の状況等の情報提供に努めること。
- (イ) 独自のホームページや広報媒体（施設案内リーフレット、ポスター等）を使用し、また、イベントなどを開催し、PRに努めること。
- (ウ) 市が推進する県内外へのPRイベントへ可能な限り参加すること。

#### ウ 利用者の安全確保に関する業務

- (ア) 緊急・救急時対策及び防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
- (イ) 施設に対する保険については、市が「建物総合損害共済」（全国市有物件災害共済会）及び「市民総合賠償補償保険」（全国市長会）に加入する。ただし、指定管理者が設置した設備に関しては、指定管理者の負担で火災保険に加入すること。
- (ウ) 施設賠償責任保険に加入すること。
- (エ) 事業系一般廃棄物は、指定管理者自らが処理施設へ搬入等を行い、適切に処理すること。
- (オ) 市内に地震、風水害その他の災害等が発生した場合に、要配慮者等の避難場所等として活用するための「災害時における協力に関する協定書」を市と締結し、要請に対応すること。

## 6 職員の配置

- (1) 指定管理者は、本仕様書に掲げる業務の実施に支障のないように、管理運営業務に従事する職員を適正に配置するほか、管理運営業務の処理に必要な体制を整備すること。
- (2) 施設の管理運営に必要な資格を有する職員を配置すること。
- (3) 労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、男女雇用機会均等法等を遵守し、適正な労働環境を整えること。
- (4) 指定管理者は、職員の資質の向上を図るため、研修を行い、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。
- (5) 指定管理者は、地元雇用の促進に努めること。

## 7 指定の取り消し等

- (1) 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - ① 関係法令、条例、規則又は協定の条項に違反したとき。
  - ② 施設の管理業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
  - ③ 指定管理者が指定の解除を申し出て、市長が承認したとき。
  - ④ その他市長の指示に従わないとき。

- (2) 前項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者は既に受領した管理経費を市長に返還しなければならない。ただし、協定期間の中途において指定の取り消しをしたときは、双方協議して返還金の額を決定するものとする。
- (3) 指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても市長はその責めを負わない。

## 8 原状回復義務

指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたとき、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、経年劣化や市長の承認を得た場合は、この限りでない。

## 9 損害の賠償

指定管理者は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

## 10 権利義務の譲渡等

指定管理者は、協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

## 11 管理業務内容の変更等

市長は必要があるときは、管理業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合は、双方協議して書面によりこれを定めるものとする。

## 12 施設の目的外使用

指定管理者は、利用者の利便性向上のため、当該施設を条例で定めている業務以外の目的で使用する場合は、あらかじめ市長に許可を得なければならない。

また、目的外使用の場合は、島田市行政財産の使用料条例により定められた使用料を市に納付しなければならない。

## 13 物品の管理及び帰属

- (1) 指定管理者が行った修繕により結果として資産を取得することとなる場合は、その資産は市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者が購入した備品の所有権は、指定管理者が有するものとする。ただし、指定管理者が故意・過失により、破損等した市所有の備品を購入した場合及び市所有の備品を買い換えた場合並びに事前に市と指定管理者が協議の上、双方が合意した場合の備品の所有権は市が有するものとする。
- (3) 指定管理者は、市の所有する物品については、島田市財務規則及び関係例規に基づき管理を行うものとする。

- (4) 指定管理者は、市の所有する物品のうち、備品等については、島田市財務規則に定める会計管理者の検査を受けなければならない。

#### 14 業務を実施するに当たっての留意事項

- (1) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要領等を別に定める場合は、市と協議を行うこと。
- (2) 各種規程等がない場合は、市の諸規程に準じて業務を実施すること。

#### 15 その他

- (1) 市と指定管理者の間におけるリスク負担は、別表のとおりとする。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平・平等の原則のもと管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になる管理運営をしないこと。
- (3) 指定管理者は、協定に定める管理業務を一括して第三者に委託することはできない。
- (4) 川根温泉は、市民全般の利用を主体とした健康増進、福祉の向上及び産業の振興等を目的とした施設であるため、市が行う福祉・産業等の行事には積極的に参加協力すること。
- (5) 現指定管理者が販売した回数券及びポイントカードの取り扱いについては、新たな指定管理者と事務引継ぎ期間中に協議して決定することとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合又は指定管理者の業務について疑義が発生した場合は、市と指定管理者が協議し決定する。

<リスク分担表>

指定管理者と島田市のリスク分担は次のとおりとする。

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		島田市	指定 管理者
物価及び金利変動	人件費、物品費等の物価変動や金利変動に起因して発生する指定管理者の損害・損失や増加費用は、特段の理由がない限り指定管理者が負担する。		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令等の変更	施設の設備、管理基準等に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令等の変更		○
税制度の変更	施設の設備、管理基準等に影響を及ぼす税制変更(ただし消費税 10%以内への変更は除く)	○	
	上記以外の一般的な税制変更(ただし消費税 10%以内への変更を含む)		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から設備管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	協議	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市の担当課または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議	
書類の誤り	仕様書等市の担当課が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
	指定管理者が支払うべき経費の支払い遅延によって生じた事由		○

施設・設備・備品の損傷  (指定管理者が留意したものは除く。)	経年劣化によるもの(50万円未満の修繕等)		○
	経年劣化によるもの(50万円以上の修繕等)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(50万円未満の修繕等)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(50万円以上の修繕等)	○	
	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
資料等の損傷	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
施設利用者の被災による責任	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備により情報漏えい、犯罪発生等		○
運営リスク	施設及び設備の設計又は構造上の不備による火災等事故による臨時休館に伴う運営リスク	協議	
	管理上の不備による火災等事故による臨時休館に伴う運営リスク		○
事業終了後の費用	指定管理業務の期間が終了した場合または期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

## 個人情報取扱特記事項

乙は、本業務を履行するため個人情報を取扱う場合は、以下の事項を遵守しなければならない。また、乙は、業務の実施に当たり作成する作業計画書等において、個人情報の管理に関する事項を明記するものとする。

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（甲が乙に対し本業務の遂行のために預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれる情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令及び監督官庁の告示・通達等を遵守する。

### (個人情報管理責任者)

第2条 乙は、個人情報の管理に関する責任者（個人情報管理責任者）、個人情報の管理を統括する部署（個人情報管理部署）及び本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う者を特定し、個人情報管理責任者及び個人情報管理部署を定めなければならない。

2 乙の個人情報管理責任者は、乙において個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理方法を定め、従業者に対する教育研修その他個人情報の適切な管理にかかる安全管理措置を講じなくてはならない。

### (秘密の保持)

第3条 乙は、個人情報を秘密として保持し、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正管理)

第4条 乙は、個人情報の記録媒体及びデータを施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。施錠可能な場所に保管する場合には、鍵の管理者を特定し、情報システム内で管理する場合には、特定された利用者のみがアクセスできるようにパスワード等を設定する。個人情報を保管する媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの禁止、コンピュータウイルス感染防止対策等の安全確保措置を講じなければならない。

2 乙は、本業務に伴う個人情報の取扱いについて、必要に応じて上記以外にも甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、この契約に基づく安全管理措置の内容を、乙の全ての従業者が、在職中、退職後を通じて遵守することを保証するものとする。

### (目的外利用の禁止)

第5条 乙は、本業務の目的の範囲を超えて個人情報を利用してはならない。

### (複写等の制限)

第6条 乙は、本業務の遂行上必要な場合を除き、個人情報を複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行

為をしてはならない。

(再委託の制限・条件)

第7条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本業務を第三者（再委託先が乙の子会社である場合も含む。）に再委託してはならない。

2 乙が本業務を第三者に再委託する場合は、乙は、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を再委託先として選定し、再委託先との間で本特記事項と同等の内容について書面をもって合意を行い、その書面を甲に提出しなければならない。

3 乙が本業務を第三者に再委託する場合も、乙は、本特記事項に基づき乙が負担する義務を免れない。

4 第1項から前項までの規定は、再委託した業務をさらに委託する場合について準用する。

(消去及び媒体の返却)

第8条 乙は、本業務が完了した場合、又は甲の指示があった場合は、個人情報並びにその記録媒体及びデータを、直ちに、破棄若しくは消去し又は甲に返却しなければならない。

(管理状況の確認)

第9条 甲は、乙における個人情報の管理状況に関して、随時、乙に対して報告を求め、年1回以上、必要に応じて、乙の事業所の立入検査を含む監査を行うことができる。

2 甲は、報告又は監査の結果、必要と認める場合には、乙に対し、個人情報の管理状況について改善を求めることができる。

(事故発生時の措置)

第10条 乙は、個人情報の目的外利用や漏えい等の事故（以下「事故」という。）が発生した場合、直ちに甲に事故の経緯を報告し、被害拡大防止のために必要な措置を講じなければならない。また、乙は、直ちに原因の調査に着手し、速やかに原因及び再発防止策等の調査結果を報告しなければならない。

2 前項の発生の報告、必要な措置、調査及び調査結果の報告は、乙の費用負担で行う。

3 乙は、前二項に定めるほか、行政・警察等への報告・相談、被害者への対応、被害拡大防止措置その他甲の指示に従った対応を行わなければならない。

4 乙は、乙の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、その損害を賠償する。なお、本業務委託契約書において損害賠償の範囲又は金額を限定する条項が定められているときも、当該条項は本項における損害賠償には適用されないものとする。

(解除)

第11条 乙がこの契約書に違反し、甲が乙に対する催告後相当期間以内に是正されないときは、甲は、本業務委託契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合、乙は、解除によって甲が被った損害の一切を賠償する。